

障害者差別とノーマライゼーションの思想

小 川 登

第1節 日本人の障害者観の水準

「『人為的につくられてきた差別は人為的努力によつて無くすることが出来る』という命題（テーゼ）によって、心身障害者差別の問題を論ぜよ」という学年末試験問題を、学生に出題することがある。

毎年、受講生が300名ぐらいの『社会保障論』（もう1つの講義の『労働経済論』は、毎年、800名ぐらいの受講生がいる）の講義においてである。学生たちの答案を採点するとき、私は、いつも飛び上がる。そしてガックリする。

学生たちの多くが「部落差別は、人為的につくられてきたのだから、人為的努力によつてなくすることが出来る。だが、障害者は、交通事故によつて障害者になった人以外は、人為的につくられたのではないから、障害者差別はなくならないのではないか」と、回答するからである。

私が勤務している桃山学院大学は、偏差値が50後半台なので、日本で500ある4年制大学のなかで標準的大学と言え、よって学生は平均的日本人である。

日本人の障害者観は、経済大国・日本において、いまだ、「障害者」であることは、「障害者」自身、いな、それ以上に、その「障害者」を生んだ両親の『責任』であると思われているのだ。なんたる後進国！

10数年も前、国連は、障害者には3つの側面があることを明らかにし、「障害者差別は、社会・作られた環境との関係において、はじめて生ずる」

と、確言しているのにである。3つの側面とは、

1. ある個人がもっている「身体的・精神的不全 (Impair·ment: インペア・メント) = 損傷、減損」そのもの。
2. その不全によって、ひきおこされる生活・労働上の機能的な支障である「(Dis·ability: ディス・アビリティ) = 能力不全」といわれるもの。
3. そして、その能力不完全が、その時代、時代（たとえば、効率万能社会）から受け取る結果（被規定性）としての「不利さ (Handi·cap: ハンディ・キャップ)」。

この3つの間には、明かな区別・差異があり、「障害を差別に転化するのは社会の側である」とあると、国連すら規定し、「国際障害者年」(1981年)を設定してきたのに、また、社会保障論や労働経済論の講義を、相當に人権教育の場にしてきたつもりなのに、さきのような回答がおおいことが悲しい。ナサケナイ！

第2節 完全な健常者はいるのか

ところで、この世に、人間のあらゆる面・点において「100% 完全な健常者」は居るであろうか。居るわけがない。能力の高低、多様性において、たとえば私は、頭 (IQ=知能指数) は標準より少し良いであろうが、まず、ほぼ完全な音痴、ついで方向音痴、さらに高価な眼鏡がなければ 2m 先はなにも分からぬ視覚障害者であり、そのうえ「躁鬱病」、高血圧症である。マトモとはいえない人間である。

「健常者と障害者との区別性と同一性」という視点・認識が、完全に必要である。「完全な健常者」も「完全な障害者」も、共にいないのだ。あまり感心しないが、諺に「天才と気違いは紙一重」があるではないか。天才は、精神・頭脳のある面においてキ印的であることは事実である。

1. 第1に、どんな健常者も障害者性を 100 分の 1 ぐらいはもっており、逆に、どんな障害者も健常者性を 100 分の 1 ぐらいはもっている。現在の世

界でもっとも重視される労働能力（効率）においての例を出そう。3分おきに飛行機が離着陸する飛行場の近くにある自動車組立工場において、最高の能率者は、耳が悪い聴覚障害者である。聴覚健常者にとって、耳をつんざく飛行機の離着時の狂音（騒音以上の音）は、8時間、耐えがたい。しかし、耳が完全に聞こえない聴覚障害者にはまったく関係ないのである。狂音に99%，イライラしなくてよいのだ。

2. 第2に、最重度と判定された視覚障害者（視力0.00）と最も健常な視覚保有者（2.0）とのあいだには、分割不可能な連続性がある。私の場合、右眼は0.01であり、左眼は0.07である。アメリカ語を読むのが商売の私にとって眼がわるいことは致命傷である。だが、それ（視力0.00）がアンマ師にとっては最高に良いのである。

3. 第3に、人間は、いつ、健常者が障害者になるか、逆に、いつ、障害者が健常者になるか分からない。前者は普遍的である。なによりも人間はすべて老人になり、老衰し、種々の障害をもつことになる。また、交通事故、労災、複合汚染、薬害、病気等により障害者になる。後者の方がよりむつかしい。私の視覚障害は眼鏡（医療技術）で、「躁鬱病」は精神安定剤（薬）で、相當におせる。

このように互換性がある。そうすれば「立場の互換性」つまり、この社会においてもっとも虐げられている集団を、もっとも良くする行動が、人間にとってもっとも望ましい行動であるという価値観、『最悪の人の立場に自己の立場を置く』共感・共苦・共生の精神にもとづく人為的反差別行動の必要性がうまれる。

日本ほど「金持にチャリティ無し、貧しい人にボランティア無し」の国はない。日本の既成宗教（仏教の僧侶、神道の神官）がダメだからである。

第3節 3種類の障害者差別

さて、「立場の互換性」を経済学的により厳密にする必要性があるが、障

害者差別の方に目を変えよう。障害者差別にはつぎのような3つの種類がある：

1. 態度・意識上の障壁 (Attitudinal-Barries: アティテュディナル・バリアーズ)
2. 社会参加上の障壁 (Social-Barries: ソーシャル・バリアーズ)
3. 建物上の障壁 (Architectual-Barries: アーキテクチャル・バリアーズ)

「私は障害者差別はしていません」と、多くの人はいう。「私は車椅子が階段を上がるのを手伝っています」とも言う。しかし、この考えは差別ついでの認識が、まだまだ、浅い。そもそも階段があることが間違っているのだ。これが障害者に、空間を自由に移動させ、仕事をふくめ、社会参加をさせていないのだ。たしかに、エレベーターのない建物等をつくったのは経営者である。しかし、階段で手伝うだけでは、障壁を放置しており、客観的に差別主体の1人のままである。自分が大学当局や経営陣にエレベーターの設置、階段のスロープ化等を要請し続けなければ、その人は障害者差別者なのだ。

なにしろ、日本国において、障害者は、社会にとって障害であり、余計者であり、蔑視の対象であり、「重度」であれば、社会から追放し、山奥に隔離・収容するのが当然であるとする予断と偏見が、普遍的に存在したのは、そう昔のことではない。国際障害者年の1981（昭和56）頃年までは、慣習・風俗として、障害者を、劣位者・無能力者とみなし、社会の最下位に位置づけていたのである。

いまでも、「当大学では障害者を受け入れる施設がない」と、障害高校生を排除している大学がかなり存在しているのである。したがって、大企業と大学は、いまだ、差別主体である。

この点、私は、居住地で「建築協定運営委員会」の委員長をしているが、住民は家のなかを、完全に Flat（フラット、段差がないこと）にし、スウェーデンなみにしだしている。そして、車椅子が自由にうごけ、2階にも上

がれるよう廊下が広くなりつつある。かなりの大学や企業の方が遅れている。

第4節 すばらしい思想と計画

国連の国際障害者年は、スバラシイが、「完全参加と平等」というスローガンでは、まったく不十分である。このほかに2つのスローガンを加える必要がある。それは、つぎの4つである：

1. 社会への完全参加 (Full Participation: フル・パーティシペイション) 選挙での投票、労働への参加がとくに大事だろう。
2. 統合 (Integration: インテグレーション) 隔離の反対で、学校、居住地、職場における健常者との統合が、とくに大切だろう。
3. 正常化 (Normalization: ノーマライゼーション) 障害児者が、山奥の大収容施設に隔離されているのを止め、人間社会のあらゆる面に姿をあらわし、健常者と共に働き、共生するのを常態（ノーマル）と考える思想。
4. 平等 (Equality: イコーリティ) 障害者を健常者と平等にせよということ。

以上の4つの頭文字をあわせて、Fine-Planとした。国連は「完全参加、統合、正常化と平等」をスローガンにするべきだ。

ノーマライゼーションは、デンマークにおける健常児と障害児との統合教育からはじまった。養護（特殊）学校＝隔離施設収容主義の否定からはじまつたのである。この考えが、老人だけを郊外にあつめ、いかに立派で巨大な老人ホーム群を作っても、老人の孤独を解決させないことが分からせた。老壮青幼が同じ場所で生活しようということになっていく。10数年まえ、スウェーデンを訪れたとき、いたれりつくせりの老人ホーム群を、みてまわって「どうも、どこかがオカシイ」と、思った。1. 子供、2. 老人のありかたの大変革が、3. 障害者の隔離・大収容施設（郊外・大コロニー主義）の否定になっていく。町のどまん中に、小さい施設をつくる。そして、障害者が日常的に健常者と交流していく。これが人間のアルガママの姿、すなわち、

ノーマライゼーションである。一定の障害者が町中にいない方が異常（アブ・ノーマル）なのである。

この思想が、1960年代、アメリカに大旋風をまきおこす。それが、アメリカの「猿真似」が得意な日本に、1981年の国際障害者年を契機として、広がりはじめる。行き過ぎて、いな、ひん曲げて「在宅福祉」オンリー主義者があらわれる始末だ。これでは、戦前への逆戻りである。

さて、日本にも「ノーマライゼーション」の先駆的事例があった。GHQ（アメリカ占領軍総司令部）の命令によってではあるが。それは「京都の高校入試の3原則」である。

1. 小学区制
2. 総合制
3. 共学制

これである。第1の「小学区制」は、近くにある高校にしかいけない。偏差値による輪切りがない。頭の良い生徒もいれば、頭の悪い生徒もいる。私が卒業した紫野高校は、1学年500名(10クラス)であったが、5名位、スゴイ秀才がいたし、5名位、誰が見ても頭が悪いのがいた。実に多様であった。

第2の「総合制」は、職業高校（商業科、工業科、農業科）と家庭科を独立高校にせず、同一高校のなかに普通科と併存させる制度である。大学進学が中心の普通科の生徒は、家庭科教室から流れてくる料理のオイシイ匂いに、家庭科の生徒を羨やんだ。職業科を独立させると、途端に、高校間格差が生まれ、出身高校別差別となる。「数学の秀才が絵の下手なこと」という多様性が大事なのである。

第3の「共学制」は分かりやすい。男女共学のこと。だが、この男女共学制は、男女50名のとき、女25名、男25名でなければ正しくないということである。人格形成において、女5名では女がダメにされるし、男5名だけでは男がダメにされてしまう。

すべての面において、人間の自然的（現存的）人口分布比率に対応するの

が、次善（Next Best）の政策である。私はそれを「人口比率対応」原則と呼びたい。

付論 障害者問題を考える

以下の付論は、1982（昭和57）年に、学生の学年末試験ボイコット、全学ストライキ……目的はスライド制学費導入粉碎……のなか、1,000名近くの学生との「大衆団交」の中で、学部長（兼常務理事）として、障害者解放研究会の学生ならびに全学生（6,000名）に配布するため、徹夜で書いた「政治的文章」である。

その当時では、ノーマライゼーションという言葉が、社会福祉分野の大学教授にすら知られていなかった。障害者解放研、部落解放研からの反論もなく、逆に「ノーマライゼーションの考え方は理想的にすぎる」という「批判」をもらった私にとっては、歴史的文章なので、公刊することとした。

1982年（昭和57年）3月29日

桃山学院大学

障害者解放研究会殿

学校法人桃山学院
常務理事会
(文責：小川 登)

「障害者」問題に関する理事会の基本的考え方

[I]. 学生諸君からの批判と問題提起

私たち理事会は、1982年度入学生からの大学学費改訂を、年約10%の物価スライド制導入も含め決定した。その説明会等において、障害者解放研究会の学生諸君から、理事会にたいし、批判と一定の問題提起がおこなわれた。それは、つぎの4点にまとめることができるであろう。

- ①理事会が提示した今回の学費値上げは、「障害者」本人や「障害児・者」を家族のなかにもつ世帯の入学権（教育権）を奪うことになる。なぜなら、「障害者」世帯は、もし標準的な所得水準にあっても、余分の出費が強制されており、また現行の社会システムのもとでは、「障害者」学生はアルバイトに雇ってくれない等々の金銭的困難があるからである。こういうことを、理事会は、学費改訂を決めていくプロセスで検討したことがあるのか。
- ②現在、我々は、授業料のほかに施設費を納めているが、「障害者」学生へ還元されていないと考える。その上、また、施設費も値上げするが、大学のキャンパス内における「障害者」の生活と勉学の条件について、理事会はどのように考えているのか。現在の大学キャンパスは、「障害者」学生が勉強をし、生活していくうえで、あまりにも多く障害があることを具体的に知っているのか。また理事会は、今後、どうしようと考えているのか。
- ③理事会は、口を開けば「理事会は、大学等の設置者であり、学院の経営主体なので、大学における『障害者』教育に、財政的には関係しているが、直接責任をもつ立場にはない」と回答するが、それはおかしいのではないか。第1に、原理的に、ほかならぬ教育事業をいとなむ経営主体である学校法人の理事会なのであるから、「障害者」問題、「障害者」教育を、大学当局、教授会にまかせることなく、自らの問題として、一定の理念をもつべきである。第2に、現実的に理事会が「障害者」学生の生活と教育に関する基本的認識・理念をもたなければ、今後、大学からあがってくる「障害者」問題についての予算要求の査定にあたって基準をもてず、また優先順位をつけることが不可能になるのではないか。
- ④したがって、大学・教授会だけでなく、理事会も「障害者」問題に関する理念を確立し、それを6月末までに明示せよ。
- 以上が「障害者」学生ならびに障害者解放研究会の批判と問題提起である。真剣な問い合わせには真剣に答えよう。

[Ⅱ]. 「障害者」世帯の経済的生活について

常務理事会は、学費改訂の作業を、民間企業ならば倒産の危機に立ちつつある学院財政をたてなおすという側面から、主として、すすめた。それは、大学、短大、高校、幼稚園の設置主体としての理事会は、学生、職員、教員のため、それらを存続させること自体に至上の価値をおいたからである。

と同時に、私たち常務理事会は、現代日本の低所得者層（経済的生活困窮者層）の核を形成している①被差別部落、②在日定住外国人、③「障害者」、④母子家庭、⑤世帯主の長期失業等の世帯への「高等教育への機会均等」を奪ってはならない、そして、今回の学費値上げによって本学への入学の門戸を閉ざすことになってはならない、という2点については、はじめに調査し、検討し、一定の結論をだした。それは新しく授業料減免（全免、半免）制度をつくることによって具体化された。

「障害者」学生本人または「障害児・者」が家族の中にいる世帯が生活をしていく上で、いわゆる「健常者」世帯よりも、現代日本の状況では余分の費用がかかること、それは、ほぼ年間40～50万円である。そこで、授業料減免の審査基準において、世帯全体の年間収入から50万円を減じて世帯の年間所得を計算する方式として具体化したのである。

ただ、私たち常務理事会は、①改訂前の学費水準ですら経済的理由によって大学進学を断念している高校生が2/3も存在していること、②現在の日本において最も貧しい生活保護世帯の高校生が昼間大学へ進学したら、生活保護そのものがうちきられる制度等については、思いあぐねたのである。生活保護世帯（4人）の年収は、たった170万円なのである。

[Ⅲ]. 「障害者」学生の大学内における生活と教育について

学費改訂という経済的行為の決断にあたって、私たち常務理事会は、上の[Ⅱ]の面については相当に考えたつもりである。

しかし、大学のキャンパス内（入学後）における「障害者」学生の生活と

勉学の諸条件（精神的・物的、とくに施設面）については、検討をほとんどしなかった。というよりも、検討しなければならないという意識そのものが希薄であった。この点を学生諸君は執拗に批判する。当然であろう。

この点については、私たち常務理事会の「障害者」教育への認識の浅さもあるが、学生諸君が理事会を全知全能視し、理事会へ過剰期待し、学校法人における理事会、事務当局、大学の組織関係の構図の理解において、誤解している面も存在する。

私たち常務理事会は、責任のがれを言っているのではない。はっきりさせておかなければならることは、理事会は「障害者」教育の直接的主体となりえぬということである。ここ4、5年を平均して、桃山学院大学には15～16名の「障害者」学生（いわゆる色盲をのぞく）がいる。「障害者」学生の受け入れとその教育を保障する直接的責任主体は大学であり、教授会であり、教授会内に常置されている人権委員会ならびに学生生活委員会の仕事（職務）である、と私たち常務理事会は考えてきたし、今も、そう考えている。いわゆる「経営と教学の分離」論である。

理事会は、これまで「障害者」学生の生活と勉学上の困難をとりのぞこうとする「障害者」学生の施設、学習用機器等に関する大学当局（学長、事務部長、学部長）の予算請求にしたがって、毎年度、数百万円の費用を、倒産寸前とはいえ、あたりまえのこととして、支出してきた。特別措置だ。

今後も、理事会は、①学生生活委員会、人権委員会→（教授会）→学長、②厚生課、学生相談室、学務課等→事務部長という2つのルートで、理事会へくる「障害者」学生への教育、キャンパス内生活の保障費用については、非常に苦しい財政状況にあるとはいえ、できうるかぎりの優先措置をとらなければならない、と考えている。

そこで学生諸君につきのことをお願いしたい。今後は、具体的な「障害者」問題についての要望は、「障害者」問題に関する①教授会の窓口である人権委員会、学生生活委員会、②事務部門の窓口である厚生課、学務課と十分に

話し合っていただきたい。大学予算案の編成権をもっているのは大学当局（学長、事務部長・学部長・一般教育部長の6人）であることも明示しておきたい。

では、大学当局からあがってきた予算請求を常務理事会は、何を基準（価値）にして査定し、削除したり、減額したり、増額したりするのか、という問題にうつろう。

[IV]. 「障害者」問題に関する理事会の基本的考え方

1). 社会にとって「障害者」は、障害であり、余計者であり、いわゆる「重度」であれば隔離するのが当然であるとする偏見・差別意識が、日本に普遍的に存在したのはそう昔のことではない。いな、1960年代までは、「障害者」は厄介者視されていたと言っても過言ではない。いまだ小・中学校の「障害者」学級は特殊学級、「障害児」教育は特殊教育と法律的には呼ばれているのである。

2). だが「障害者」を、劣等者、無能力者と評価し、社会的に下位に位置づける差別をした上で、そういう誤った前提を条件にして、「障害者」を上から救済すべき恩恵の対象と考える福祉観（価値観）は、誤っており、もはや過去のものであると考えている。

私たち常務理事を、そのように変えてくれた主な契機は、「障害者」自身の発言、運動であった。「障害者」解放研と部落解放研の共闘であった。

さて、ここで常務理事会の「障害者」問題についての基本的理念を、示そうと思う。

3). まず、行為的現在における場所的立場において「障害者」問題を考える原点は、「人と人との温かい心のふれ合い」、「共感(extended sympathy)」（ハーバード大学のアロー経済学教授の言葉）にもとづき、みずからを「障害者」の身においてみると、という「立場の互換性（他人の立場に身を置いて考えるということ）」にある、と考える。そうすれば、「社会においてもっと

も虐げられた階層（集団）の状態をもっとも良くするような行動が、人間にとってもっとも望ましい行動である」（ハーバード大学のロールズ哲学教授の言葉）という価値観が出てこよう。

「他人のおかれている立場に我が身を置いて考える」あるいは「最悪の人の立場に自己の立場を置く」ことが、100%できるのか、という反論もある。100%はできないかもしれないが、神は人間に「他人の立場に身を置いて考える」ハートをさすってくれている。青木昌彦・京大教授の言う「立場の互換性」だけでなく、高事故社会、複合汚染社会で毎日を生活しているいわゆる「健常者」は、いつ「障害者」になるか分らない、という「明日は我が身」という切迫した状況におかれているのである。

「他人は自分のことを、自分が自分のことを思っているほど、思ってくれないのである」という浅薄なニヒリズムと闘うことが要請される。

そして、ロールズの規定は、反差別という実践的直観（ハート）でもある。差別を憎む心と血がなければ、「障害者」問題への理論的、実践的アプローチは死んでしまい、対策的発想に墮ちてしまう。

4). あえて、みずからの「障害者」問題に関する無知に挑もう。最近の国際レベルでの「障害者」にたいする評価、認識はノーマライゼーション（Normalization）という思想であると思う。そして Normalization（常態化）という考えは、次のようなものであろう。（誤っておれば訂正の忠告をおねがいする）。

すなわち、i) 人間は、すべての人が潜在的に「障害者」になる可能性を常態的にもっている。ii) 社会においては、そのような「障害状態」にある人々が一定の割合で存在すること自体が Normal（正常）なのである。それは、1人の人間が、その生涯において、しばしば身体的・精神的病気にかかり、老年にいたれば必ず「障害状態」になるのが Normal であるのと同様である。iii) したがって「障害者」の「完全参加と平等（Full Participation and Equality）」が政策目標となる。

少し古いが、アメリカのコロラド大学のボールディング教授のつぎの規定は示唆的である。「社会の非生産的分子を扶養しなければならぬのは、手足が体の一部分であるように、ある意味で彼らは我々の一部に属しているからである。職人は、稼ぐのは手であるからといって、足に靴をはかせないととはいわない。我々は、純粹に個人ではないのだから、純粹な個人主義者であることはできない。我々は、社会の組織のなかで結び合わされていて、誰しも他人から完全に独立しているとか、他人にたいして完全に責任をもたないとか言うことは、許されないのである。」

キリストが障害者をどのように考え、どのように接したかについては、キリスト主義者の教示を願いたい。無神論者なので……。

5). ではつぎに、以上のノーマライゼーションの考え方を、反差別的人権擁護運動の最先端をいっている国連の決議・行動等によって勉強していこう。

①. 国際障害者年

1981年（昭和56年）は、国際障害者年であった。国連は、この英語を International year of Disabled persons と表現している。だが、この名称は、はじめ International year for Disabled persons となっていたが、for のところを of に改めた。これは単に言葉の問題ではない。for Disabled persons（障害者のための）ではなく、of Disabled persons（障害者の、障害者による）となったことは、障害者が施策・運動の客体から主体へかわったことを意味しているのである。

とはいえる、「障害者」が障害者と呼ばれるのに問題があるように、「障害者」を「Disabled persons」と呼ばざるをえない歴史的制約性を、国連も、また、のがれていないようだ。

②. 「障害者」とは：

1975年（昭和50年）12月9日の国連総会において採択された『障害者の権利宣言』は、「障害者」をつぎのように定義している。

「『障害者』という言葉は、先天的か否かにかかわらず、身体的能力また

は精神的能力の不全のために、通常の個人的生活または社会的生活に必要とされることを、1人（自分自身）では、その全部または一部分できない人（Disabled person）のことを意味する」。

これにたいし、日本の心身障害者対策基本法（1970年5月21日制定）の第2条は「この法律において『心身障害者』とは、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害もしくは言語機能障害、心臓機能障害、呼吸器機能障害等の固定的臓器機能障害または精神薄弱等の精神的欠陥（以下『心身障害』と総称する）があるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当の制限を受ける者をいう」となっている。オカシイ。

いまや、どちらが「障害」の社会的性格と「障害者」の主体性を考えているかは、明白である。

6). ところで『国際障害者年行動計画』は、いみじくも障害者には3つの側面的区別があることを明らかにしている。

- ①. ある個人がもっている「身体的・精神的不全（impairment: イムペアメント＝損傷、減損）」そのもの。
- ②. 不全によって引き起こされる生活・労働上の機能的な支障である「障害（disability: ディスアビリティ＝能力不全）」といわれるもの。
- ③. そして、その能力不全が、その時代、時代の社会からうけとる結果（被規定性）としての「不利さ（handicap: ハンディキャップ）」といわれるもの。という3者の間には決定的な区別があるという重大な認識である。
- ④. さらにそのハンディキャップが、社会（制度と歴史）からの差別によって、「社会的に不利益をこおむっている人（disadvantaged: ディス・アドヴァンティジッド）の位置におとされ、いわゆる劣等待遇」をされている。

という側面との区別を追加しなければならない、と考える。

「障害者」に不利さ、不利益をあたえ差別するのは社会の側であり、だからこそ、差別による不利さ、不利益をとりのぞく義務を社会はもっているの

である。障害者差別は作為的（人為的）差別である。作為によってつくられた差別は、また、社会の積極的な作為（人為）的行動によってなくすることができる（と同時に、MIT教授のサローが言うように「無・不作為的な差別は、社会はどうすることもできない」）。もちろん、そのことに「時間と金」がかかるのは当然のことである。

7). また『国際障害者年行動計画』は、つぎのような的確な判断、政策的認識をおこなっている。

すなわち「障害者は、その社会の他の者と異なったニーズ（needs）を持つ特別な集団と考えられるべきでなく、通常の人間的ニーズを満たすのに特別の困難をもつ普通の市民と考えるべきである。」私たち常務理事会は、この点を肝に銘じておこう。

8) 私たち常務理事会は、どんな「障害者」もいわゆる健常者の側面の一片をもっており、どんな「健常者」も障害者の側面の一片をもっていると考えている。99%の日本人は、1本の虫歯をもっているのである。

とはいえ、障害者が「特別の困難を持つ」かぎり、そこにリハビリテーション（rehabilitation: 復位、復権、復職または良好な状態への回復）という特別な手段、特別な措置が必要になることはいうまでもあるまい。とくに医学、医療技術、医療器具の進歩によって、障害者が健常者になる可能性はきわめて大きい。

リハビリテーションの最終目的は、職業への参加およびそれによる経済的自立にあると考えられるが、世界保健機構（WHO）は、1968年にリハビリテーションを「障害の場合に、機能的能力が可能なかぎりの最高のレベルに達するように個体を訓練、あるいは再訓練するため、医学的・社会的・教育点・職業的手段を併せ、かつ、調整すること」と定義している。

国連の『障害者の権利宣言』は、①. その第5条で障害者の可能な限りの自立を、②. そのための能力と技能を最大限に開発するためのリハビリテーションの権利を第6条で、③. そして、社会的生活・活動への参加権を第9

条でうたっている。

とすれば、リハビリテーションを最大限可能とする社会のあるべき姿勢がノーマライゼーションであり、「障害者」が障害をのりこえ、あるいは、とりのぞき、主体的に社会参加し、自立していくことの保障がノーマライゼーションである、と思う。

私たち常務理事会は、現在的には、以上のようなノーマライゼーション論が正しいと考えている。

9). 私たち常務理事会は、反差別公正という価値観を1人の人間として感性のレベルで深めていくと同時に、心身「障害者」問題についての歴史的・理論的認識を深化していく一手段として、当面、つぎのような英語の対句の意味するところのものを明確にさせてゆきたい。

impairment

disability —— ability

handicapped

discrimination —— nepotism

disabled —— abled

disadvantage —— advantage

normalization —— abnormalization

rehabilitation —— habilitation

segregation —— integration

etc

どうも英語圏においても「障害者」は、dis 的存在とされてきたようであるが。

10). 「障害者」問題についての正しい理念をうるには、さらに①「障害者」がいまおかれている実態把握ならびに②「障害者」がいかに遇ってきたかの歴史的研究が補足されなければならない。

[V]. 「障害者」学生を受け入れる学校等において必要な施策

- 1). 現在、桃山学院大学には、全体で15~16名（1学年によよそ4名）ほどの身体「障害者」がいる。それは全学生数の0.3%である。
心身「障害者」は、いわゆる発展途上国で人口の2%，先進国で3%存在するといわれるから、0.3%と3%の差をどのように考えるべきか。
- 2). 私たちは、「障害者」の一定割合での存在は、社会においても学校のような特定目的をもつ組織においても、むしろ normal (正常) なこととして、人々の考え方・意識や社会・組織のしくみ等を変革していくべきであると考えている。
- 3). そのような考え方、すなわち normalization 論にもとづく正しい「障害者」観を獲得するよう、構成員の意識変革がまず必要だと考えている。たとえば、差別を憎み、人権と人間の尊厳を尊び、平等と平和を愛する人格を形成するための人権教育の一層の推進があげられる。
- 4). 「障害者」等、disabled state にある構成員が、可能なかぎり最大限、充実した人間的諸活動（たとえば勉学と課外活動）がおこなえるよう、物的・サービス両面における「特別措置」をこうじるべきである。
- 5). 新しい教室棟の建築ならびに第2キャンパスの整備にあたっては、当初から構造上、施設上の配慮が、しごく当然のこととしてなされるべきである。
- 6). 厚生課ならびに学生相談室が「ソフト・サービス」面の窓口として活用されるべきなのではないか。
- 7). 状況はきびしいが、大学の就職課は「障害者」学生の就職創出、促進に向け真剣にとりくむべきである。もちろん結果は楽観しうる社会状況ではない。
- 8). 事務職員の採用権をもつ常務理事会（実質的採用権は事務局長にあるが）は、1960年制定の身体障害者雇用促進法の基準（1.5%の割当雇用）を最低レベルとして把え、積極的に立ち向うべきである。

[VII]. 私学の財政的制約と「障害者」学生の教育権・生活権の保障

1). 今回の学費値上げは、戦後立の後発大学としての財政基盤の決定的弱さ、民間企業的にみれば倒産の危機ともいべき財政危機をひとまず回避するという緊急避難的政策であった。

だが、大学の教育・研究の物的条件の維持・改善のためにも、スライド制を導入したのであるから、2・3年後には前向きの施策がとられるであろう。

2). と同時に、説明会のプロセスで、経済的生活困窮者の入学権保障ならびに「障害者」学生の教育権、生活権という問題がクローズアップし、理事会は、それらを財政的に保障しなければならないことも明確となった。

しかし、残念なことに後発大学の悲しさと常務理事会の非力によって、財政的な制約がきびしく存在している。

3). 1980年度（昭和55年度）において、国公立学校では、生徒（学生）1人当たり、年間、小学生35万円、中学生45万円、高校生60万円、大学生250万円を税金から支出しており、養護学校生徒1人当たりでは365万円も支出しているのである。

4). とすれば、個別大学だけでもってして、「障害者」学生のキャンパス内の生活と勉学という両面において、人間の「全面発達」¹⁾ のための全費用を支出するには、はじめから大きな制約があることも、私たち常務理事会は、冷厳たる事実として認識してからなければならない。

皆さん、社会・政治総体への問い合わせを發しつづけるべきである。

以上。

1) 私たちは、京大教授・田中昌人氏によって論理化されたいわゆる「発達理論」には組みしない。

The Disabled Persons Discrimination and the Thought of “Normalization”

Noboru OGAWA

Summary This paper examines the problems of the disabled persons discrimination. 1. The disabled persons discrimination does not originate in themself, but it generated by society. 2. For the liberation of the disabled persons, the thought of “normalization” is important in addition to those of full participation and equality. 3. I am opposed to the so-called “Thory of Development”. 4. The Appendix is my “historical document” written during the discussion with many students(1982). Further more, this is a rare and worthy record within the circumstances of the universities in Japan.